
就学支援金 奨学のための給付金 について

令和8年度から変更される制度について説明いたします。

就学支援金について

令和8年度は制度の変更があります。授業料無償化となりました。以下の通りです。

令和8年度（新）	令和7年度（旧）
所得判定は基本なく、国籍に関して支給額が変更します。	所得（算定基準額）によって支給額が変更でした。
生徒本人が日本国籍の場合、月額最高38,100円支給されます。	親権者全員の所得合計で590万円未満程度は月額最高33,000円支給でした。
生徒本人が外国籍の場合で令和7年度以前に入学された生徒は月額最高9,900円支給されます。 （高校生等・新修学支援）	親権者が1人でも国外にいる場合は、月額最高9,900円支給されました。
生徒本人が外国籍の場合で令和8年度に入学する生徒は支給金額はありません。 日本に永住する生徒には月額最高9,900円支給される可能性はあります。	
e-Shienでオンライン申請をします。	e-Shienでオンライン申請でした。

就学支援金の申請方法・時期について

申請は令和8年度新入生も2年生・3年生についても、4月初旬にオンライン申請（e-Shien）で行います。専用のログインIDとパスワードでログインし、必要事項を入力し申請してください。

申請方法が判らない場合は、当校ホームページに載せているマニュアルをご確認ください。

他の申請方法としては申請書（紙）と住民票・パスポート・在留カードなどのいずれか国籍の判るものを添付していただき、申請する方法もあります。

年に一度申請すると国籍が変わる事が無い限り、申請は必要ありません。

現在設定されている授業料は国籍が判明した時点で変更となる可能性があります。その際はお知らせをいたしますが、ご理解を宜しくお願い申し上げます。

奨学のための給付金について

昨年度までは非課税の方が対象でしたが、親権者の所得合計が約490万円程度まで支給されます。7月1日時点での税額ですので7月1日以降の申請となります。

所得金額	生活保護世帯	親権者全員の所得割合計が0円	親権者全員の所得割合計が105,500円未満	親権者全員の所得割合計が105,500円以上182,500円未満
支給額	52,600円支給	152,000円支給	50,670円支給	38,000円支給
提出物	申請書	申請書	申請書	申請書
所得を証明する書類 (提出物)	生活保護受給証明書を取得	所得証明書か課税証明書など所得割が入っている証明書(親権者全員分)	所得証明書か課税証明書など所得割が入っている証明書(親権者全員分)	所得証明書か課税証明書など所得割が入っている証明書(親権者全員分)

一定の理由により家計急変として収入が490万円程度に減少した方にも支給されますので、学校事務までご相談ください。